

# 星空保護区広報企画制作委託業務仕様書

## 1. 業務名

星空保護区広報企画制作委託業務

## 2. 業務の目的

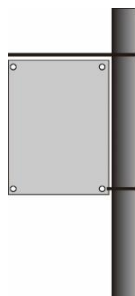
平成30年3月30日、石垣市の行政区域である西表石垣国立公園が国際ダークスカイ協会より国内初となる「星空保護区（ダークスカイパーク）」として認定をうけたことにより、国内外の観光客等に対して石垣島や周辺の島々の星空の魅力をPRするために、中心市街地を主とした屋外でのタペストリー制作及び設置、また、広く市民や観光客に周知出来るよう事業所や店舗等においてもPR出来る屋内用の広報ツール制作及びPR企画をおこなうことを目的とする。

## 3. 業務内容

### (1) 屋外用タペストリー制作業務

- ・ 中心市街地を主として、外灯や電柱等にタペストリーを設置すること。
- ・ タペストリー及び設置用具については取り外し可能な仕様とすること。

(参考図)

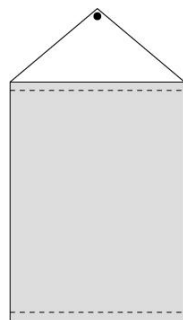


- ・ 設置箇所については本市担当と協議の上、設置すること。
- ・ 最低限50ヶ所以上は設置すること。

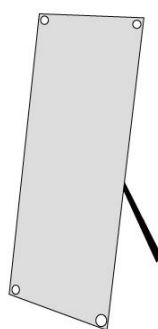
### (2) 屋内用PRツール制作及びPR企画

- ・ 事業所や店舗にて掲示及び設置出来る屋内用PRツールを制作すること。

(参考図) (※下記の限りではなく、その他バナー等も可能)



壁掛けタペストリー



卓上タペストリー



卓上のぼり

- ・PRツールについては事業所や店舗が掲示しやすいものにする。
- ・市民や事業者と一体となり、星空保護区をPR出来るPR企画を実施すること。
- ・設置箇所については主に観光客が訪れる場所を選定すること。
- ・最低限50ヶ所以上は設置すること。

(3) 上記(1)(2)に係るデザイン及びPRツールについて

- ・(1)(2)いずれについても本市にて制作した下記の星空広報ロゴを使用すること。カラーリングについては下記のとおり(モノクロ仕様)でなくとも構わないが、ロゴデザイン自体の改変等については不可とする。



- ・上記ロゴデザインと合わせて、星空保護区PRの為にWEBサイトへ誘導するQRコードや文言等を記載すること。(WEBサイト名『沖縄県八重山諸島「星空保護区」からの招待状』)
- ・限られた予算の範囲内において、なるべく多く設置できるよう務めること。
- ・屋外用においては、耐用年数として3年以上の仕様とすること。
- ・タペストリーやバナー等のサイズやカラーリングについては特に問わないが、見やすさ、分かりやすさ、伝わりやすさ、といった視認性を重視したものにする。

4. 委託上限額

1,522,800 円 (消費税および地方消費税を含む)

5. 履行期間

業務実施：契約締結の日から平成31年(2019年)3月29日

6. 成果品の種類と提出部数

業務報告書(打ち合わせ議事録含む) / 電子媒体、製本1部

7. その他

以下の点に留意して本業務を進めるものとする。

(1) 本業務の遂行

本業務の実施にあたっては、本市と連携を密にして遺漏のないようおこなうものとする。

(2) 仕様書に明記されていない事項

仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の運営及び業務遂行上必要と認められる事項については実施するものとする。

(3) 本業務の計画

受託者は、本業務の目的を十分に理解したうえで、作業着手届、実施計画書等の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

(4) 秘密の保持

受託者は、在職中はもとより退職後といえども、業務知り得た内容を何人にも漏らしてはならない。

(5) 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、すべて本市の管理及び帰属とし、受託者が成果品を第三者に公表または貸与及び売却してはならない。

(6) 瑕疵担保

受託者は、業務完了後といえども納入成果品に不備、誤り等が発見された場合は、受託者の責任において、速やかに補正・訂正・修正等をおこなわなければならない。

(7) 資料貸与

受託者は、本業務において本市が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損・滅失・盗難等の事故のないように取り扱わなければならない。

(8) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市と協議して定めること。